

流山市総合運動公園庭球場並びに流山市コミュニティプラザ室外庭球場及び室内庭球場の利用料金改定（案）

< 料金（案） >

○流山市都市公園条例 別表第5（17条関係）※改定率150%

（改定前）庭球場550円（一般）、220円（小中高生）

（改定後）庭球場825円（一般）、330円（小中高生）

※65歳以上は上記金額より5割減免（規則より）

○流山市コミュニティプラザの設置及び管理に関する条例

別表（13条関係）※改定率150%

（改定前）室外庭球場550円（一般）

（改定後）室外庭球場825円（一般）

（改定前）室内庭球場1,100円（一般）

（改定後）室内庭球場1,650円（一般）

※小中高生、65歳以上は上記金額より5割減免（規則より）

< 料金改定の根拠 >

- ・他市テニスコート利用料金（資料2）
- ・流山市公共施設の使用料設定に当たっての基本方針（資料3）
- ・料金改定算定資料（資料4）
- ・庭球場に関する利用者の声（資料5）
- ・流山市内庭球場仕様比較表（資料6）
- ・庭球場稼働実績（資料7）

< 背景 >

令和5年3月から令和6年3月末までの期間で、流山市総合運動公園庭球場の既存のコートの一部を取り壊した上で、新たにコートを整備することで計8面から計12面に増設する工事を実施しています。また、既存のまま残る4面分においても令和6年度に人工芝の張替えを実施する予定です。

庭球場が新しく生まれ変わり新設することに伴い、受益者負担の観点から利用料金を改定することとし、また、令和2年度に人工芝全面（3面）を張り替えた流山市コミュニティプラザも同様に改定したい。